

令和5年度 第1回岡崎市社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日時：令和5年5月18日（木）

全体会終了後（午後2時頃予定）

会場：岡崎市役所西庁舎5階502号室

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

令和5年度主要・新規事業について

4 その他

5 閉 会

令和5年度主要・新規事業について

- (1) こども育成課
- (2) 子育て支援室
- (3) 家庭児童課
- (4) 保育課
- (5) こども発達相談センター

(1) こども育成課

1 子育て支援施策推進事業

施策係 (Tel.0564-23-6820)

子育て環境を一層改善するため、昨年度に引続き、子育て家庭の悩みや要望を聞くイベントを開催予定です。子育て世帯の率直な意見を伺い、本市の子育てに関する課題を把握し、改善を図ります。

また、男性の家事・育児参画の促進及び男性の育児休業取得の促進を目標としたセミナーを新たに開催します。子育て家庭だけでなく、企業担当者にも参加していただき、夫婦で子育てしやすい機運の醸成に取り組みます。

また、これらのイベント・セミナー等で集約した意見をもとに、男性の育児休業取得に関する理解を深めるため、新たに本市独自の啓発誌を作成し、母子健康手帳交付時に配布する予定です。1人でも多くの男性が自分自身と家族にとって有意義な育児休業を取得できるよう取り組んでまいります。

2 放課後児童健全育成事業

施策係 (Tel.0564-23-6820) 民間放課後児童クラブ

放課後対策係 (Tel.0564-23-6330) 児童育成センター

保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場となる放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図ります。

令和4年度は緑丘小学校の増築校舎内に学区2館目の児童育成センターを整備し、65名の受入量を確保しました。

本年度は、緑丘学区内の市営平地住宅の敷地内において、放課後児童クラブ施設の整備を予定しており、周辺学区を含めた更なる受入量の確保を図ります。



小学校増築校舎



第2緑丘児童育成センター

(2) 子育て支援室

1 子どもの生活・学習支援事業の拡充

ひとり親相談支援係（Tel.0564-23-6749）

生活困窮状態にある家庭等の子どもに対し、学習習慣を定着させ、基礎的な学力向上を図るための学習指導、高校進学等を目的とした進路相談などを行うとともに、学習の場を通じた居場所の提供など生活に関する支援も目的に実施しています。

令和4年度までは土日の昼間に開催していましたが、今年度は実証実験的に一つの会場で平日の夜間に開催しており、参加希望者等のニーズに即した学習会場の場所や開催日時等、事業の拡充を図っていきます。

2 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の適正な支給

手当給付係（Tel.0564-23-6852）

食費等の物価高騰の影響を特に受けて損害を受けた低所得の子育て世帯を見舞う観点から、18歳までの児童を養育する児童扶養手当受給者、住民税非課税世帯等に給付金を支給することを国が決定しており、市が窓口となって実施します。

(3) 家庭児童課

1 岡崎市プレママ・ベビーケア応援事業

母子保健係 (Tel.0564-23-7683)

令和5年1月から、国の「出産・子育て応援交付金」を活用し、妊娠届出時から妊婦や特に0歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、面談や継続的な情報発信等を行うことを通じて必要な支援につなぐ『伴走型相談支援事業』と、経済的な負担軽減を図る『出産・子育て応援給付事業』を一体的に行います。

伴走型相談支援事業

対象者：妊娠期から出産、子育て期までの方

内 容：①母子健康手帳交付時に助産師や保健師などの専門の職員が面談を行います。

②妊娠8か月頃に、アンケートで妊娠の経過や出産・子育てについてのお気持ちをおたずねします。

面談希望があれば、助産師や保健師などの専門の職員が対応します。

面談は窓口、家庭訪問、またはオンライン（ZOOM）で実施します。

③出産後のこんにちは赤ちゃん訪問時に保育士などが面談を行います。

※妊娠期から子育て期までの必要な切れ目ない支援を行います。相談は、随時お受けしています。

出産・子育て応援金給付事業

1 プレママ応援金(出産応援給付金)

対象者：妊娠届出時の面談を受けた妊婦

支給額：妊婦に5万円

2 ベビーケア応援金(子育て応援給付金)

対象者：こんにちは赤ちゃん訪問での面談を受けた養育者

支給額：子ども1人あたり5万円



2 産後ケア事業

母子保健係 (Tel.0564-23-7683)

お母さんと赤ちゃんの生活リズムと心身の安定を図るため、助産師から授乳指導や育児相談などを受けることができます。宿泊型、デイサービス型に加え、令和5年度から訪問型がはじまりました。

産後ケア事業

対象者：出産後1年未満のお母さんと赤ちゃん

ケアの種類：①宿泊型（1回＝1泊2日）

②デイサービス型

新規③訪問型（1回2時間以内）

ケアの内容：お母さんの健康管理や生活面の指導、乳房ケア、授乳方法の指導、
赤ちゃんの発達・発育などの確認、沐浴などの育児指導、育児相談など

利用可能回数：合わせて7回以内

利用料：①宿泊型

課税世帯 10,000 円、非課税世帯 3,000 円、生活保護世帯 0 円

②デイサービス型

課税世帯 3,000 円、非課税世帯 1,000 円、生活保護世帯 0 円

③訪問型

課税世帯 2,000 円、非課税世帯 1,000 円、生活保護世帯 0 円



(4) 保育課

1 保育園園舎整備業務

総務施設係 (Tel.0564-23-6968)

安全で快適な環境で保育を行うために、老朽化した保育園園舎の整備を進めます。

(1) 公立保育園の増改築工事

新規 福岡南保育園 (定員：200人)

保育棟 (鉄骨造平屋建・S49 竣工) ▶ 建替え

管理保育棟 (鉄筋コンクリート造2階建・S55 竣工) ▶ 大規模改修

R5 実施設計 (保育棟)、用地測量

R6 仮設園舎工事、保育棟建替工事、
実施設計 (管理保育棟)、狭あい道路設計

R7 保育棟建替工事 (供用開始)、仮設園舎改修工事、狭あい道路工事

R8 管理保育棟大規模改修工事 (供用開始)
仮設園舎解体工事、外構工事



新規 矢作西保育園 (定員：145人)

保育棟 (鉄骨造平屋建・S49 竣工) ▶ 建替え

管理保育棟 (鉄筋コンクリート造平屋建・H2 竣工) ▶ 大規模改修

R5 基本設計、用地測量 ※ R6以降は基本設計の成果による。

(2) 私立保育園の園舎整備工事

新規 るんびに一保育園 (既存園舎の建替え)

R5 実施設計、仮設園舎設置、
園舎解体工事

R6 新園舎建設工事

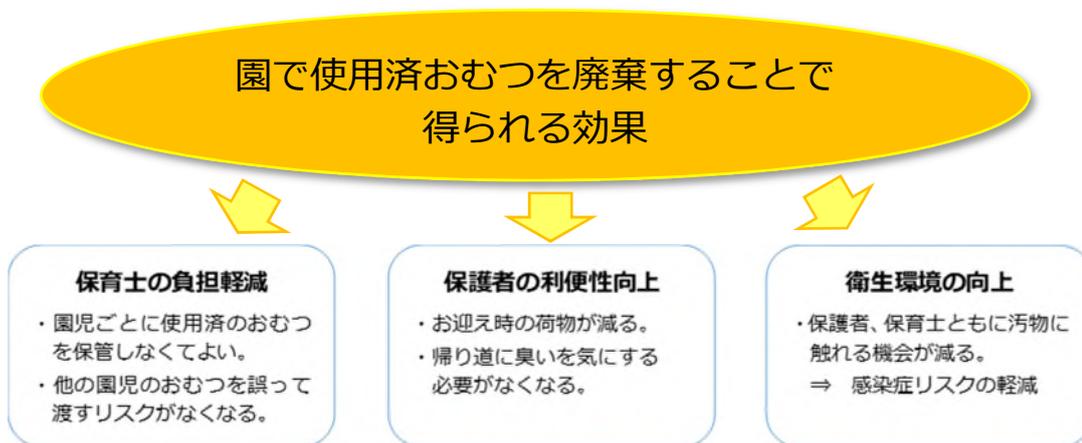
R7 仮設園舎解体、供用開始

年齢区分	0~2歳	3~5歳	合計
現状	39人	81人	120人
増改築後	53人	87人	140人
増員数	14人	6人	20人

2 おむつ廃棄

総務施設係 (Tel.0564-23-6968)

保護者が持ち帰っていた保育中に出る使用済おむつについて、公立保育園、こども園で廃棄を行います。私立保育園でおむつ廃棄を実施する場合は、処分に関する費用の一部を補助します。また、おむつのサブスクサービス（定額サービス）については、6月から公立保育園全園で2か月間の無料お試し利用を行い、8月から正式に導入する予定です。



3 待機児童対策の推進

保育施策係 (Tel.0564-23-7230)

待機児童対策の一つとして、小規模保育事業(A型)の設置に向けて準備を進めています。
(設置予定区域：中央区域2施設・岩津区域1施設)

分類		A型	B型	O型
設置主体		法人（社会福祉法人、学校法人、株式 etc.）		
対象年齢		0～2歳児		
定員規模		6～19人		6～10人
保育従事者 (配置基準)	0歳児	保育士 3:1	保育従事者 3:1 ※全体の従事者の1/2以上が保育士	家庭的保育者 3:1 ※補助者を置く場合 5:2
	1～2歳児	保育士 6:1	保育従事者 6:1 ※全体の従事者の1/2以上が保育士	
	追加配置	保育士 1名	保育従事者 1名 ※全体の従事者の1/2以上が保育士	
その他の従事者		嘱託医、調理員 ※調理委託の場合、調理員不要		
施設設備	保育室等	0～1歳児	乳児室又はほふく室 1人3.3㎡以上	乳児室又はほふく室 1人3.3㎡以上
		2歳児	保育室又は遊戯室 1人1.98㎡以上	保育室又は遊戯室 1人3.3㎡以上
	屋外遊技場	2歳児	2歳児の人数×3.3㎡以上 ※ 付近の公園や専用敷地で代用可能	
	調理設備	自園調理が実施できる調理設備を備えること(通常のキッチン設備を基に、利用定員相応の内容) ※調理業務の委託や連携施設からの搬入の場合も、加熱、保存等の調理機能が必要		
	便所	便所を備えること		
その他	乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける場合 【防災】消火器具、非常用警報器具、手すりなどの乳幼児転落防止設備 【耐火】建築基準法に規定する耐火又は準耐火建築物であること 【避難】待避上有効なバルコニーや屋外階段等、認可保育所の基準に準ずる			
給食		自園調理(調理業務の委託や連携施設等からの搬入も可)		
連携	内容	①保育内容の支援【必須】:利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定等 ②代替保育【任意】:職員の病欠、休暇等により保育提供ができない場合、連携施設で代わりに保育を実施 ③卒園後の受け皿設定【必須】:当該保育提供の終了に際して、連携施設で引き続き教育・保育を提供する ※③については、市町村が利用調整時に当該乳幼児を優先的に取り扱う措置等を行えば適用しなくともよい。		
	施設	保育所、幼稚園又は認定こども園		

👉 小規模保育事業の認可手続きのため、本年度中に児童福祉専門分科会の意見聴取を予定しています。

(5) こども発達相談センター

1 相談事業の継続実施

相談係（Tel.0564-23-7067）

岡崎市、幸田町在住の主に小学校入学前までの発達に心配のあるお子さんと保護者に相談対応を行います。

別紙パンフレットのとおり